

新たな情報通信技術戦略 工程表策定後の

実施・検討事項について（案）

（平成 22 年 6 月 22 日
高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定）

1. 実施体制の確立

新たな情報通信技術戦略（平成 22 年 5 月 11 日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定）工程表策定後、各府省は、工程表に基づき、本年度の施策を着実に実施するとともに、来年度の施策の検討を早急に行う。

その際、企画委員会において、各府省の施策の進捗・検討状況をフォローしつつ、年度を通じ、施策の実施状況に関する評価を行い、来年度 6 月を目途に工程表の修正案を作成する。

高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部において決定された修正後の工程表は、各府省の再来年度の施策の検討に反映させる。

以上のようなプロセスを毎年繰り返すことにより、新たな情報通信技術戦略に対する PDCA サイクルを年度単位で着実に回すこととする。

2. 情報通信技術の利活用を阻む既存の制度等の徹底的な洗い出し

今後、企画委員会を中心に、行政刷新会議とも連携しつつ、情報通信技術の利活用を阻む既存の制度等の徹底的な洗い出しを行う。

その後、洗い出した制度等の抜本的な見直しを図るため、「情報通信利活用促進一括化法（仮称）」を検討するとともに、必要に応じ、上記の工程表の修正作業にも反映させる。